肥料登録申請書における 生産工程の概要の書き方

令和3年12月21日 独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

目次

1	生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類	2			
2	生産工程の概要の記載に係る一般的注意事項	4			
3	肥料の種類ごとの記載例	8			
)窒素質肥料				
(2)りん酸質肥料	9			
(3)加里質肥料	9			
(4	7 13 122 2 11				
(5)副産肥料等	13			
)複合肥料				
(7)石灰質肥料	18			
(8)苦土質肥料	19			
(9)マンガン質肥料 2				
(10	〕)微量要素複合肥料	20			
(11	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	20			
4	牛等由来の原料を使用する場合の記載例	21			
(参考) 登録の有効期間が6年となる化成肥料等について 28					

0 はじめに

この資料は、肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書の生産工程の概要の書き方について、詳しく説明したものです。

初めて肥料を生産・輸入する方は、肥料制度や登録手続きの概要等をご紹介している「登録の手引き (http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_1st/sub2_1st.html)」のページをご覧ください。

1 生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類

肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書には、肥料の種類に応じて生産工程の 概要を記載します。

「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第<u>1</u>号に掲げる事項」として生産 工程の概要を記載する必要のある肥料は、以下のとおりです。

【窒素質肥料】

硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア 石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮 合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、混合窒素肥料

【りん酸質肥料】

過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、混合りん酸肥料

【加里質肥料】

硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、混合加甲肥料

【有機質肥料】

肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、加工家きんふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料(植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。)

【副産肥料等】

液状肥料(肥料のみを原料とし、原料規格の原料を使用しないもの)、吸着複合肥料 (肥料のみを原料とし、原料規格の原料を使用しないもの)、家庭園芸用複合肥料 (肥料のみを原料とし、原料規格の原料を使用しないもの)

【複合肥料】

りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料(化学的操作を加えないもの・肥料のみを原料とし化学的操作を加えたもの)、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合污泥複合肥料

【石灰質肥料】

生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料、混合石灰肥料

【けい酸質肥料】

鉱さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量 気泡コンクリート粉末肥料

【苦土質肥料】

硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料

【マンガン質肥料】

硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉱さいマンガン肥料、混合マンガン肥料

【ほう素質肥料】

熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料

【微量要素複合肥料】

熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料、

肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号に掲げる事項」として、使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要を記載する必要のある肥料は、以下のとおりです。

【有機質肥料】

魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料

【副産肥料等】

菌体肥料、副産肥料、液状肥料(原料規格の原料を使用したもの)、吸着複合肥料 (原料規格の原料を使用したもの)、家庭園芸用複合肥料(原料規格の原料を使用し

たもの

【複合肥料】

化成肥料 (原料規格の原料を使用したもの)

肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に、「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号に掲げる事項」として、原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要を記載する必要のある肥料は、以下のとおりです。

【汚泥肥料等】

汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物

- 2 生産工程の概要の記載に係る一般的注意事項
- (1) 原料として肥料を使用する場合、原料の名称は、公定規格に定められている「肥料 の種類」を記載してください。

(2) 保証成分量やその他の規格に影響を与えない場合に限り、原料の代用や併用は差し 支えありません。備考にその旨を次のように記載してください。また、使用しないこ とがある原料がある場合も同様です。

(例)

- 過りん酸石灰は重過りん酸石灰で代用することがある。
- 硫酸加里は塩化加里で代用することがある。
- 蒸製毛粉は使用しない場合がある。
- (3) 肥料の種類や保証成分量などの登録内容に変更がない範囲であれば、登録後に原材料や生産工程を変更することができます。なお、登録肥料の生産工程等を登録申請時から変える際に、変更後も肥料の種類や保証成分量などの登録内容が維持できるかについて、事業者の方々からのご希望に応じて、事前相談を受け付けています。詳しくはhttp://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_8.htmlをご覧ください。
- (4) 材料を使用する場合は、その用途に合わせて次の種類のいずれかを記載してください。肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号の欄には、材料の種類のほか、名称や使用量を以下の例のように記載してください。

○固結防止材 ○飛散防止材 ○吸湿防止材 ○沈殿防止材 ○浮上防止材 ○腐敗防止材 ○悪臭防止材 ○粒状化促進材

〇成形促進材	〇展着促進材	〇組成均一化促進材	〇脱水促進材
〇乾燥促進材	〇凝集促進材	〇発酵促進材	〇効果発現促進材
〇着色材	〇分散促進材	〇反応緩和材	〇硝酸化成抑制材
〇摂取防止材			

(例)

- ・粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。
- ・効果発現促進材として硫酸第一鉄(鉄として)を製品重量当たり3.0%使用する。
- ・悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以下使用する。
- ・粒状化促進材及び脱水促進材として、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物 (95:5) を製品中40%以下使用する。
- ※ 保証票に使用量を記載する効果発現促進材、硝酸化成抑制材、摂取防止材については、「〇〇%以下」など使用量の幅をもたせる記載はしません。
- (5) 効果発現促進材、硝酸化成抑制材、摂取防止材が使用されている肥料を原料とする場合、備考に次の例のように記載してください。

(例)

(備考)化成肥料は、〇〇㈱製の生第〇〇号「〇〇〇〇肥料」を使用する。

なお、当該肥料は効果発現促進材として硫酸第一鉄(鉄として)を製品重量 当たり3.0%含有している。

よって、最終製品は効果発現促進材として硫酸第一鉄(鉄として)を製品重量当たりO.3%含有する。

(6) 硫酸を使用する場合は、硫酸の出所を次の例のように備考で記載してください。硫酸の製造方法によっては、有害成分が混入し、植物に対する害などを生じさせる可能性があります。このため、肥料登録に際しては、硫酸の出所等について十分な調査を行っています。肥料での使用実績がない方法で製造された硫酸を用いる場合は、製造工程を確認の上、必要に応じて植害試験やひ素等有害成分の分析を求めることがあります。

(例)

- 接触式硫酸を使用する。
- △△工業㈱の廃ガス出硫酸(亜鉛精錬、硝酸法)を使用する。
- 鉄板酸洗廃液を使用する。
- ・ 当社生産の接触式硫酸又はチタン製造回収硫酸を使用する。
- 接触式硫酸又は当社の硝酸濃縮回収硫酸を使用する。
- △△発電所の排煙脱硫硫酸を使用する。
- 重油脱硫硫酸(接触法)を使用する。
- ・ 硫安含有硫酸廃液は、MMAの製造工程中で生じる△△社のものを使用する。

(7)複合肥料等を原料とする場合は、その肥料がどのようなものかわかるよう、備考に次の例のような説明を記載してください。明記した登録銘柄と、肥料の種類、保証成分の種類・量、生産工程が同様の肥料を用いる可能性があるときは、当該銘柄と類似のものを使用する旨を記載しても構いません。

(例)

- ・ 化成肥料は△△㈱製の生第△△号「△△肥料」又はこれに類似のものを使用する。
- ・ 使用する化成肥料は、りん安である。
- 副産肥料は軽焼マグネシアである。
- (8)以下の肥料の種類では、原料や生産工程に応じて、有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となる条件は「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第7条の6の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」(平成13年5月10日農林水産省告示第643号)((参考)をご参照ください。)で定められており、有効期間が6年になる肥料では、以下の記載例を参考に、この条件を満たしていることが分かるように生産工程の概要を書く必要があります。登録申請書の記載が不十分で、有効期間が6年となる条件を満たしていることが確認できない場合、有効期間は3年となります。

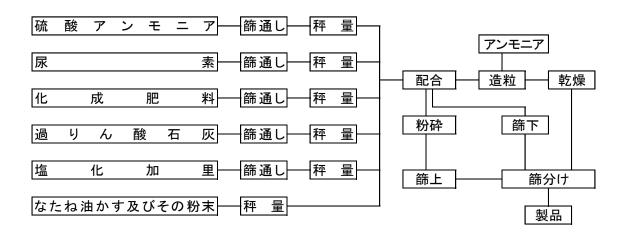
(登録の有効期間が3年又は6年に分かれるもの)

被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、副産動植物質肥料、混合有機質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量要素肥料

(登録の有効期間が6年になる場合の記載例)

次ページ以降の「3 肥料の種類ごとの記載例」のうち、「(3)ア 被覆加里肥料、イ 混合加里肥料、(6)ア 化成肥料 例4、ウ 配合肥料 例3、(7)ア 混合石灰肥料 例5、(8)ア 混合苦土肥料、(9)ア 混合マンガン肥料、(10)ア 混合微量要素肥料」をご参照ください。

(9) ふるい分けの工程があり、製品とする粒度以外の篩上や篩下を前の工程に戻す場合 は、その旨を以下のように記載してください。



(10) 以下の肥料の種類では、原料規格の原料を使用する場合があります。原料規格の原料を用いる場合は、その原料が原料規格のいずれに該当するか記載して下さい。

(原料規格の原料を使用する場合がある肥料の種類)

魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物

3 肥料の種類ごとの記載例

(1) 窒素質肥料

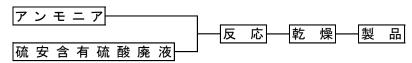
ア 硫酸アンモニア

例 1



(備考) 別記の備考記載例を参照。

例 2



(備考) 別記の備考記載例を参照。

例 3

硫安含有酵素抽出廃液——乾燥——製品

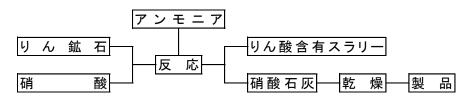
(備考) この廃液は〇〇化学㈱から排出されるもので、抽出される酵素はアミラーゼである。

(別記) 備考記載例

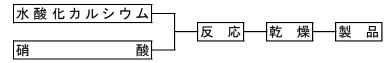
- ① 接触式硫酸を使用する。
- ② △△工業㈱の廃ガス出硫酸(亜鉛精錬、硝酸法)を使用する。
- ③ 鉄板酸洗廃液を使用する。
- ④ 当社生産の接触式硫酸又はチタン製造回収硫酸を使用する。
- ⑤ 接触式硫酸又は当社の硝酸濃縮回収硫酸を使用する。
- ⑥ △△発電所の排煙脱硫硫酸を使用する。
- ⑦ 重油脱硫硫酸(接触法)を使用する。
- ⑧ 硫安含有硫酸廃液は、MMAの製造工程中に生じる△△社のものを使用する。

イ 硝酸石灰

例 1



例 2



(備考) 水酸化カルシウムの代わりに炭酸カルシウム又はカーバイド副産石灰を使用することがある。

ウ 被覆窒素肥料



備考で被覆原料の使用量を記載してください。 [記載例]

(備考) 被覆原料の使用量

製品中 硫 黄 ΔΔ% パラフィンワックス ΔΔ% タ ル ク ΔΔ%

(2) りん酸質肥料

ア 過りん酸石灰



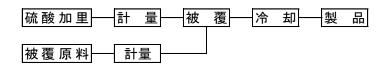
(備考) 別記の備考記載例を参照。

(別記) 備考記載例

- ① 接触式硫酸を使用する。
- ② △△工業㈱の廃ガス出硫酸(亜鉛精錬、硝酸法)を使用する。
- ③ 鉄板酸洗廃液を使用する。
- ④ 当社生産の接触式硫酸又はチタン製造回収硫酸を使用する。
- ⑤ 接触式硫酸又は当社の硝酸濃縮回収硫酸を使用する。
- ⑥ △△発電所の排煙脱硫硫酸を使用する。
- ⑦ 重油脱硫硫酸(接触法)を使用する。

(3) 加里質肥料

ア 被覆加里肥料



備考で被覆原料の使用量を記載してください。 「記載例〕

(備考) 被覆原料の使用量

製品中 硫 黄 ΔΔ% パラフィンワックス ΔΔ% タ ル ク ΔΔ%

被覆加里肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に原料とする加里質肥料について記載してください。

(備考の記載例)

混合加里肥料は△△㈱製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該混合加里肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

イ 混合加里肥料

混合加里肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。

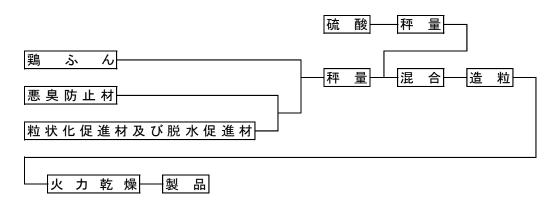
(備考の記載例)

- ①使用する副産肥料は、軽焼マグネシアである。
- ②使用する混合マンガン肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。
- ③被覆加里肥料は△△㈱製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該被覆加里肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(4) 有機質肥料

ア 加工家きんふん肥料

例 1



例 2



例3



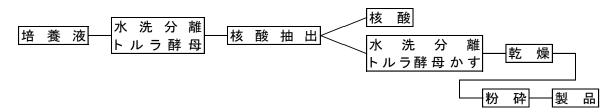
イ 乾燥菌体肥料

例 1



備考 水洗分離酵母を乾燥及び粉砕したものは、原料規格第1中3のホの項に該 当する。

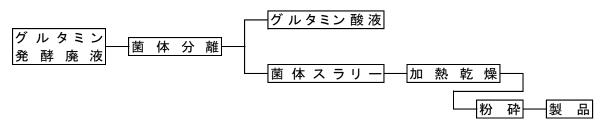
例 2



備考 水洗分離トルラ酵母かすを乾燥及び粉砕したものは、原料規格第1中3の への項に該当する。

(注) 酵母はトルラ酵母又はビール酵母の別を明記すること。

例3



備考 (1) 菌体はグルタミン酸発酵菌である。

(2) 菌体スラリーを加熱乾燥及び粉砕したものは、原料規格第1中3のホの項に該当する。



- 備考 (1) 培養廃液は、酵母を培養した後の廃液を使用する。
 - (2) 菌体は、好気性の不完全菌でズーグア属のラニゲル及びサセトリウス 属のネターズが主体である。
 - (3) 菌体を加熱乾燥したものは、原料規格第1中3のホの項に該当する。

例 5

工場廃液──種 菌──菌 体 培 養──菌体 分離脱水──加 熱 乾 燥──製 品

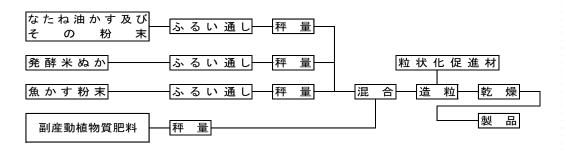
- 備考 (1) 工場廃液は、A株式会社のΔΔを生産するB工場の廃水を使用する。 この廃液の組成は、主として粗繊維たん白質、アンモニウム及び硝酸の 無機塩で、ΔΔを生産する工程で重金属その他有害物質は使用しないも のである。
 - (2) 菌体は、アクロモバクター、エアロバクター等好気性細菌が主体である。
 - (3) 菌体を加熱乾燥したものは、原料規格第1中3のホの項に該当する。

ウ 副産動植物質肥料

| とうもろこし | 浸漬 | 分離 | グルテンミール | 脱水 | 乾燥 | 成形 | 製品 | 亜硫酸 | 食用でんぷん

備考 グルテンミールを脱水、乾燥及び成形したものは、原料規格第1中2の二の項 に該当する。

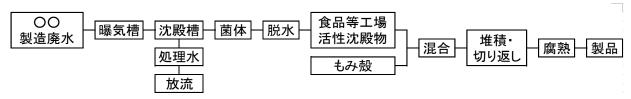
工 混合有機質肥料



(備考) 副産動植物質肥料は、自社生産登録の副産動植物質肥料ムム県知事登録 第ムム号「ムム発酵副産肥料」の原料濃縮液を使用する。

(5) 副産肥料等

ア 菌体肥料



備考: 1 食品等工場活性沈殿物は、原料規格第2中15の項に該当する。

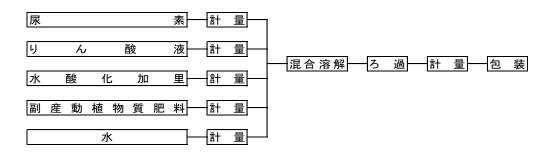
- 2 もみ殻は、原料規格第1中2のイの項に該当する。
- 3 堆積は約1カ月、切り返しは1日1回行う。

イ 副産肥料



備考 当該製品は、原料規格第2中11のリの項に該当する。

ウ 液状肥料

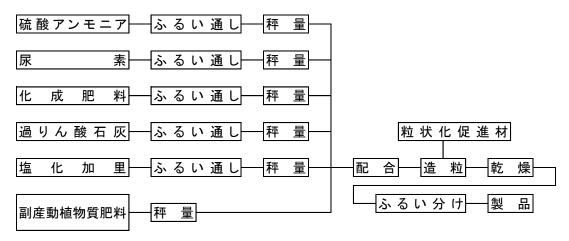


備考:1 りん酸液は、原料規格第2中6のイの項に該当する。

- 2 水酸化加里は、原料規格第2中7のイの項に該当する。
- 3 副産動植物質肥料は、自社生産登録の〇〇県知事登録第〇〇〇号 「〇〇〇」の原料濃縮液を使用する。

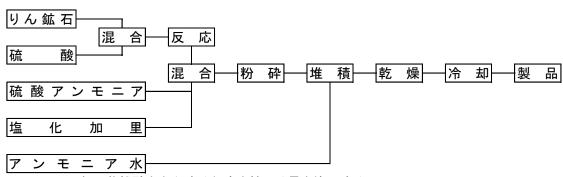
(6) 複合肥料

ア 化成肥料 例 1



- (備考) 1. 化成肥料は、 $\triangle \triangle$ ㈱製生第 $\triangle \triangle \triangle = -1$ 、化成肥料は、 $\triangle \triangle$ 、 $\triangle = -1$ 、化成肥料を使用する。
 - 2. 副産動植物質肥料は、自社生産登録の副産動植物質肥料ムム県知事登録 第ムムム号「ムム発酵副産肥料」の原料濃縮液を使用する。

例 2



(アンモニア水は遊離酸を中和する程度を越える量を使用する。)

- (備考) 1. りん鉱石と硫酸を混合したものは、原料規格第2中6のへの項に該当する。
 - 2. アンモニア水は、原料規格第2中4のイの項に該当する。
- 注)アンモニア等の使用量が中和点以上かどうかを明示すること。
- 例3 ほう酸塩肥料を原料として使用する場合

水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料又はく溶性ほう素及び水溶性ほう素 を保証するほう酸塩肥料を原料とする化成肥料にあっては、申請書の「生産 工程の概要」の備考に下例のように記載してください。

例

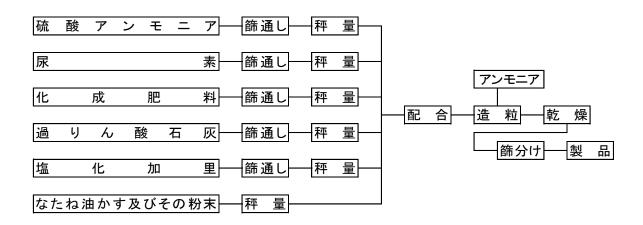
- 1. 水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合 備考 ほう酸塩肥料は水溶性ほう素を保証するものに限る。
- 2. く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合

備考 ほう酸塩肥料はく溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するものに限

る。

例4 登録の有効期間が6年である化成肥料の場合(登録の有効期間が6年である肥料を配合して造粒又は成形したもの)

化成肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、例4~6の記載例を参考に記載してください。



備考

使用する化成肥料はりん安である。

又は

備考

化成肥料は輸入業者△△△(株)輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した 肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年であるものに限 る。

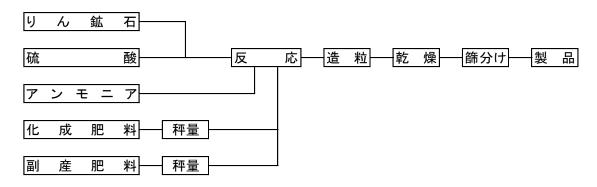
例5 登録の有効期間が6年である化成肥料の場合(硝酸カリウム、りん酸カリウム、りん酸アンモニウム等の単一の化合物)



- 備考 1.水酸化カリウムは、原料規格第2中7のイの項に該当する。
 - 2. 硝酸は原料規格第2中5のイの項に該当する。
 - 3. 製造される製品は硝酸加里である。
 - 注)硝酸カリウム、りん酸カリウム及びりん酸アンモニウムについては、令和3年の公定規格改正により「硝酸加里」、「りん酸加里」及び「りん酸アンモニア」の規格が新設されました。これらの規格と化成肥料の両

方に該当する場合は、登録申請時に任意の規格を選択できます。また、改正が施行された令和3年12月1日より前に申請し登録を受けている化成肥料で、これらの規格に該当する場合は、施行日以降の最初の登録有効期間更新申請時に限り任意の規格を選択できます。これらの場合以外で規格を切り替えるためには再度の登録申請が必要となります。

例6 登録の有効期間が6年である化成肥料の場合(りん酸、りん酸スラリー及びりん硝酸スラリーにアンモニア又は硫酸を加え、これに登録の有効期間が6年である肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの)



備考

- ① りん鉱石と硫酸を混合したものは、原料規格第2中6のへの項に該当する。
- ② アンモニアは原料規格第2中4のイの項に該当する。
- ③ 使用する化成肥料はりん安である。
- ④ 使用する副産肥料は軽焼マグネシアである。

又は

- ① りん鉱石と硫酸を混合したものは、原料規格第2中6のへの項に該当する。
- ② アンモニアは原料規格第2中4のイの項に該当する。
- ③ 化成肥料は、輸入業者△△△(株)輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年であるものに限る。
- ④ 使用する副産肥料は軽焼マグネシアである。

イ 被覆複合肥料

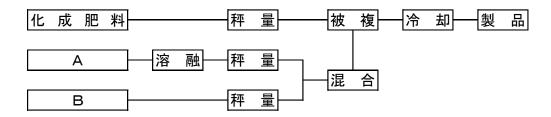
例1 備考で被覆原料の使用量を記載してください。

(備考)

被覆原料の使用量

製品中 硫 黄 $\Delta \Delta \%$ パラフィンワックス $\Delta \Delta \%$ タ ル ク $\Delta \Delta \%$

例2



被覆原料の使用量

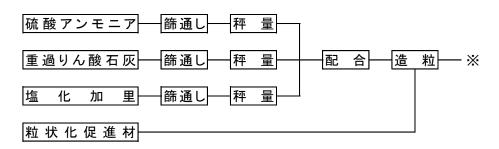
製品中 A △△%

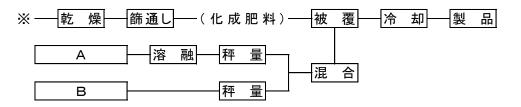
製品中 B ΔΔ%

備考 化成肥料は、△△会社生産(輸入)の生(輸)第△△△号「◇◇◇」を使用する。

- 注) 1. A及びBの筒所には、具体的な被覆原料名を記載する。
 - 2. ◇◇◇印の箇所には、肥料の名称を記載する。

例3 化成肥料の原料から一貫して生産される肥料の場合





被覆原料の使用量

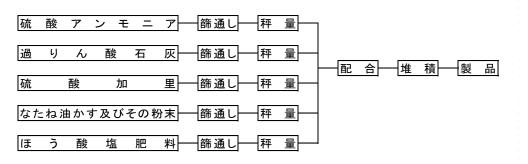
製品中 A △△%

製品中 B ΔΔ%

注) 1. A及びBの箇所には、具体的な被覆原料名を記載する。

ウ 配合肥料

例 1



例2 ほう酸塩肥料を原料として使用する場合

水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料又はく溶性ほう素及び水溶性ほう素 を保証するほう酸塩肥料を原料とする配合肥料にあっては、申請書の「生産 工程の概要」の項は下例のように記載してください。

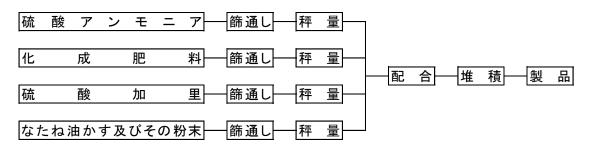
例

- 1. 水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合 備考 ほう酸塩肥料は水溶性ほう素を保証するものに限る。
- 2. く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するほう酸塩肥料を原料として使用する場合

備考 ほう酸塩肥料はく溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するものに限る。

例3 登録の有効期間が6年である配合肥料の場合

配合肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に記載してください。



備考

使用する化成肥料はりん安である。

又は

備考

化成肥料は△△△(株)輸第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該化成肥料は登録の有効期間が6年であるものに限る。

(7) 石灰質肥料

ア 混合石灰肥料

例 1



備考 原料として使用する副産石灰肥料は、(原料が副産される際の主製品の名称を記載すること。)を製造する際に副産されるものである。

例 2



例3



例 4



備考 原料として使用する副産石灰肥料は、(原料が副産される際の主製品の名称を記載すること。)を製造する際に副産されるものである。

例5 登録の有効期間が6年である混合石灰肥料の場合

混合石灰肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に記載してください。



(備考の記載例)

- ①使用する副産肥料は、粗製水酸化マグネシウム粉末である。
- ②使用する副産肥料は、マグネシアクリンカー副産物である。
- ③使用する副産肥料は、軽焼マグネシアである。
- ④使用する副産肥料は、普通鋼製鋼用転炉のドロマイトれんがさいである。
- ⑤使用する副産肥料は、フェロニッケル鉱さい粉末である。
- ⑥使用する副産肥料は、ドロマイトれんがを生産する際に得られるマグネシウム含有ダストである。
- ⑦副産肥料は△△㈱製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を 使用する。なお、当該副産肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(8) 苦土質肥料

ア 混合苦土肥料

混合苦土肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年と

なるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。

(備考の記載例)

- ①使用する副産肥料は、軽焼マグネシアである。
- ②被覆苦土肥料は△△㈱製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該被覆苦土肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(9) マンガン質肥料

ア 混合マンガン肥料

混合マンガン肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。

(備考の記載例)

- ①使用する混合苦土肥料は登録の有効期間が6年のものに限る。
- ②使用する混合苦土肥料は硫酸苦土肥料及び炭酸苦土肥料を混合したものである。
- ③混合マンガン肥料は△△㈱製の生第△△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該混合マンガン肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(10) 微量要素複合肥料

ア 混合微量要素肥料

混合微量要素肥料は登録の有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となるものの生産工程の概要では、6年となる条件を満たしていることがわかるよう、次の記載例を参考に備考欄に記載してください。

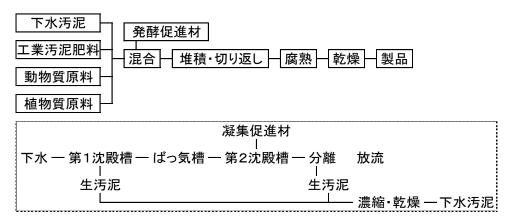
(備考の記載例)

- ①使用する副産肥料は、軽焼マグネシアである。
- ②使用する混合苦土肥料は登録の有効期間が6年のものに限る。
- ③混合マンガン肥料は△△㈱製の生第△△号「△△△」又はこれに類似した肥料を使用する。なお、当該混合マンガン肥料は、登録の有効期間が6年のものに限る。

(11) 汚泥肥料等

ア 汚泥肥料

例



- 備考 1. 下水汚泥は、〇〇市下水道終末処理場から生じる汚泥を濃縮乾燥したものであり、原料規格第3中1の項に掲げる下水汚泥に該当するものである。
 - 2. 下水汚泥には、凝集促進材として〇〇〇を製品重量当たり5%以下使用する。
 - 3. 工業汚泥肥料は、(株)〇〇生産の生第〇〇〇号を使用する。
 - 4. 堆積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。
- 4 牛等由来の原料を使用する場合の記載例

牛等由来の原料を使用する肥料の製造工程について、農林水産大臣による確認を受けた製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を、次の記載例により記載してください。

- (1) 牛等由来の原料を使用して肥料を製造する場合
 - ア 原料確認を受けた工程により肉骨粉を製造し、管理措置として肥料原料供給管理 票を交付する場合

備考: 1 △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

- 2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。
- イ 原料確認及び原料加工工程確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合

原骨(牛) — 蒸製処理(133°C以上、 乾燥 一粉 砕 計量・袋詰 一製 品 3気圧以上、20分間以上)

備考: △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

ウ 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合

第1号(生産工程の概要)

備考: △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

第2号 該当なし

第3号 該当なし

第4号(材料の種類、名称及び使用量) 摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。

エ 蒸製皮革粉を製造し、加工工程の大臣確認を受けている場合

備考: △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

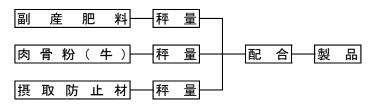
(2) 牛等由来の原料を使用して製造された肥料を輸入する場合

- ア 牛骨由来のりん酸含有物を原料とした副産肥料を輸入する場合(令和3年12月 21日現在、生物由来の第二リン酸カルシウムは、動物検疫上の措置として、脂肪 及びたん白質を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの 以外は輸入することができません。)
 - 備考:副産肥料は、原料に厚生省令別表1の部位(牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊(出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。)の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髄)及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、〇国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。
- イ 蒸製皮革粉を輸入する場合(令和3年12月21日現在、蒸製皮革粉は、動物検

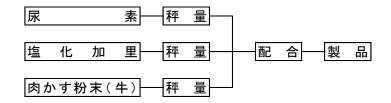
疫上の措置として、蒸製条件を満たしていることその他について、日本国と相手国 の二国間で家畜衛生条件が締結され、その中で指定された工場で製造されたもの以 外は輸入することができません。)

- 備考: △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社は、蒸製条件を 満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。
- (3) 牛等由来の原料を使用して製造された肥料を原料とする複合肥料を製造する場合 ア 肥料原料供給管理票が添付された牛等由来の肥料を使用して配合肥料を製造し、 摂取防止材を使用する場合

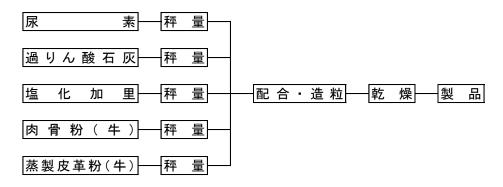
第1号(生産工程の概要)



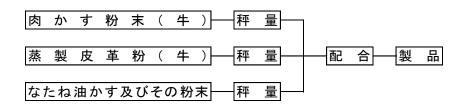
- 備考: 1 副産肥料は、○社輸入の「○○」(輸第○号)であり、原料に厚生省令別表1の部位(牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊(出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。)の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髄)及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、△国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。
 - 2 肉骨粉は、△会社△事業場で製造されたものである。(△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)なお、管理措置として肥料原料供給管理票を添付している。
- 第2号 該当なし
- 第3号 該当なし
- 第4号(材料の種類、名称及び使用量) 摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。
- イ 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の50パーセント以上の含有量となるよう配合する配合肥料を製造する場合



- 備考: 1 肉かす粉末(登録番号:生第〇〇〇〇号)は、△会社△事業場で製造されたものである。(△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)
 - 2 管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料 (尿素及び 塩化加里) を全重量の60%となるよう配合する。
- ウ 摂取防止材を使用した肉骨粉及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料 とした化成肥料を製造する場合

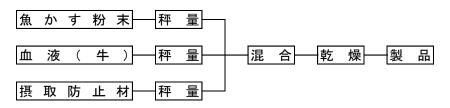


- 備考: 1 肉骨粉は、△会社△事業場で製造されたものである。(△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)なお、摂取防止材として消石灰を5%使用している。
 - 2 蒸製皮革粉は、△会社輸入のものである(△年△月△日付け農林水産省 指令△消安第△号において△会社は、蒸製条件を満たしていることについ て農林水産大臣の確認を受けている。)
- (4) 牛等由来の原料を原料として製造された肥料を原料とする混合有機質肥料を製造する場合
 - ア 摂取防止材を使用した肉かす粉末及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を 原料とする混合有機質肥料を製造する場合



- 備考: 1 肉かす粉末は、△会社△事業場で製造されたものである。(△年△月 △日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造 工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認 を受けている。)なお、摂取防止材として消石灰を5%使用している。
 - 2 蒸製皮革粉は、△会社輸入のものである(△年△月△日付け農林水産 省指令△消安第△号において△会社は、蒸製条件を満たしていることに ついて農林水産大臣の確認を受けている。)
- イ 原料確認を受けた工程により牛の血液を原料として混合有機質肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合

第1号(生産工程の概要)



備考: △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、 製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認 を受けている。

第2号 該当なし

第3号 該当なし

第4号(材料の種類、名称及び使用量) 摂取防止材として消石灰を製品重量当たり5%使用する。

- (5) 牛等由来の原料又は牛等由来の肥料を原料とする汚泥肥料を製造する場合
 - ア 原料確認を受けた工程によりと畜場から排出される工業汚泥を原料として汚泥肥料を製造し、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」(平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知)第1及び第2による管理措置を行う場合

第1号 該当なし

第2号 該当なし

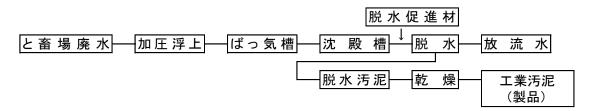
第3号(原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要)

(1) 原料の使用割合

工業汚泥

100%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



備考:工業汚泥は、△会社△△と畜場から生じる汚泥を脱水・乾燥したものであり、原料規格第3中3の口の項の工業汚泥に該当するものである(△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△△と畜場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)。

当該汚泥肥料は、と畜場から排出される牛等の部位を含む汚泥を原料とする「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」(平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知)において管理措置を講じることとされている汚泥肥料であるため、同通知に基づく当該汚泥肥料の引き渡し及び引き渡し先への確認書の取り交わしに係る管理措置を適切に行う。

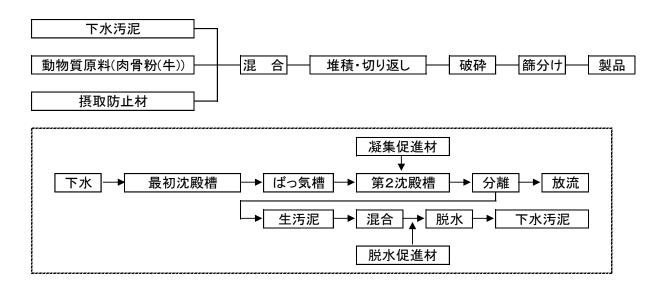
第4号(材料の種類、名称及び使用量)

脱水促進材としてポリアクリルアミド系高分子凝集剤を製品重量当たり 3%以下使用する。

- イ 肥料原料供給管理票を添付された肥料を原料として汚泥肥料を製造し、摂取防止 材を使用する場合
 - 第1号 該当なし
 - 第2号 該当なし
 - 第3号(原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要)
 - (1) 原料の使用割合

下水汚泥 90% 動物質原料(肉骨粉(牛)) 10%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



- 備考: 1 下水汚泥は、△△市下水道終末処理場から生じる汚泥を脱水したものであり、原料規格第3中1の項の下水汚泥に該当するものである。
 - 2 下水汚泥には、凝集促進材として△△△を汚泥重量当たり5%以下、脱水促進材として△△△を汚泥重量当たり3%以下使用する。
 - 3 動物質原料(肉骨粉(牛))は、△会社△事業場で製造されたものである。(△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)なお、管理措置として肥料原料供給管理票を添付している。
 - 4 堆積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。

第4号(材料の種類、名称及び使用量)

摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。

(参考) 登録の有効期間が6年となる化成肥料等について

以下の肥料の種類では、原料や生産工程に応じて、有効期間が3年又は6年に分かれます。有効期間が6年となる条件は、以下に添付している「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件」 (平成13年5月10日農林水産省告示第643号)で定められています。

(登録の有効期間が3年又は6年に分かれる肥料の種類)

被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、副産動植物質肥料、混合有機質肥料、副産肥料、液状肥料、家庭園芸用複合肥料、吸着複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量要素肥料

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定 する化成肥料等を指定する件(平成13年5月10日農林水産省告示第643号)

- 1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する被覆窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料(専ら公定規格の原料規格(以下「原料規格」という。)第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であって、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。
- 2 規則第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する混合窒素肥料は、同号に掲げる窒素質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であって、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。)に、同条第一号に掲げる窒素質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。
- 3 規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する被覆りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であって、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。
- 4 規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する加工りん酸肥料は、同号に掲げるり

ん酸質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であって、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。)、熔(よう)成微量要素複合肥料、りん酸含有物(りん鉱石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。)、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に、硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものとする。

- 5 規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する混合りん酸肥料は、同号に掲げるりん酸質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であって、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。)に、同条第二号に掲げるりん酸質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。
- 6 規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定する被覆加里肥料は、同号に掲げる加里 質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲 げる原料を使用した肥料であって、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないもの に限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。
- 7 規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定する混合加里肥料は、同号に掲げる加里質肥料又は同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であって、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。)に、同条第三号に掲げる加里質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。
- 8 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する副産動植物質肥料は、原料規格第一 に掲げる原料のうち同規格中一の項ロに掲げるもの以外のものを使用したものとす る。
- 9 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 規則第七条の六第四号に掲げる有機質肥料に、同号に掲げる有機質肥料又は米ぬか、 発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物(鶏ふんの炭 化物に限る。)を混合したもの
- 二 前号に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に、血液又は豆腐かすを混合し、乾燥

したもの

- 10 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する副産肥料は、原料規格第一及び原料 規格第二に掲げる原料のうち原料規格第一中一の項ロ並びに原料規格第二中一の項 ヲ、二の項ホ、三の項へ、四の項ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、八の項ロ、九 の項ハ、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項ハ、十三の項ロ、十四の項及び十五の項に 掲げるもの(登録の有効期間が六年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥 料の製造において生じたものを除く。)以外のもの(以下「六年原料」という。)を使 用したものとする。
- 11 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する液状肥料は、同条に掲げる普通肥料 又は特殊肥料若しくは六年原料を使用したものであって、液状のものとする。
- 12 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する家庭園芸用複合肥料は、同条に掲げる普通肥料又は特殊肥料若しくは六年原料を使用したものであって、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものとする。
- 13 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する吸着複合肥料は、同条に掲げる普通 肥料又は特殊肥料若しくは六年原料をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたもの をいう。
- 14 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する化成肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、 副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、 ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの
- 二 前号に掲げる化成肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。)のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの
- 三 肥料 (混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。) 又は肥料原料 (原料規格第一中口の項に掲げるもの又は原料規格第二中十五の項に掲げるものを除く。) を使用し、これに化学的操作を加えた単一の化合物
- 四 りん酸又はりん鉱石を硝酸若しくは硫酸で分解したものに、アンモニア又は硫酸を加え、これに第一号に掲げる化成肥料若しくはその原料となる肥料、前号に掲げる化成肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの
- 五 第三号又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの
- 六 第一号又は第二号に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる

肥料を配合したものに、第三号若しくは第四号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

- 15 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合動物排せつ物複合肥料は、同条 各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複 合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又 は微量要素複合肥料に動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限 る。)を混合し、造粒又は成形したものとする。
- 16 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合堆肥複合肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 同条各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの
- 二 同条各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。)のいずれか一以上及び堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの
- 17 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する成形複合肥料は、同条第一号に掲げる窒素質肥料、同条第二号に掲げるりん酸質肥料、同条第三号に掲げる加里質肥料、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第六号に掲げる複合肥料、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料に、木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものとする。
- 18 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する被覆複合肥料は、同号に掲げる化成 肥料又は同条第五号に掲げる液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとす る。
- 19 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する配合肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、

副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、 ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの

- 二 前号に掲げる配合肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、グアノ(りん酸のく溶率五十パーセント以上のもので造粒又は成形しないものに限る。)、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。)のいずれか一以上を配合したもの
- 三 第十四項各号に掲げる化成肥料を配合したもの
- 20 規則第七条の六第七号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料は、同号に掲げる石灰質肥料に、同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。
- 21 規則第七条の六第九号の農林水産大臣が指定する被覆苦土肥料は、同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であって、苦土を保証したものに限る。)又は同条第九号に掲げる苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものとする。
- 22 規則第七条の六第九号の農林水産大臣が指定する混合苦土肥料は、同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であって、苦土を保証したものに限る。)又は同条第九号に掲げる苦土質肥料に同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。
- 23 規則第七条の六第十号の農林水産大臣が指定する混合マンガン肥料は、同条第五号に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であって、マンガンを保証したものに限る。)又は同条第十号に掲げるマンガン質肥料に同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。
- 24 規則第七条の六第十二号の農林水産大臣が指定する混合微量要素肥料は、同条第五号 に掲げる副産肥料(専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であっ て、苦土を保証したもの又は専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用したも

のであって、マンガンを保証したものに限る。)、同条第九号に掲げる苦土質肥料、第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料に同条第四号に掲げる有機質肥料、同条第五号に掲げる副産肥料等、同条第七号に掲げる石灰質肥料、同条第八号に掲げるけい酸質肥料、同条第九号に掲げる苦土質肥料、同条第十号に掲げるマンガン質肥料、同条第十一号に掲げるほう素質肥料又は同条第十二号に掲げる微量要素複合肥料を混合したものとする。